

熱海市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月26日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第18号

熱海市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を
改正する条例

熱海市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和2年熱海市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「1,000平方メートル」を「400平方メートル」に改める。

第8条第1項中「、事業」の次に「並びに災害時及び事業終了後における事業区域の環境の保全」を加える。

第10条第1項第6号中「方法」の次に「並びに環境の保全に関する計画」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第15条に規定する積立てに係る計画書

第14条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、事業者は、自然環境、景観及び生活環境に十分配慮し、事故、災害及び公害の防止に努めるものとする。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第15条に規定する積立てが計画的に行われていないとき。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(積立て)

第15条 太陽光を再生可能エネルギー源とする事業を業う者は、再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理をするための費用としてその出力1キロワット当たり1万5,000円を乗じて得た額を積立てておかななければならない。

2 前項の規定による積立額は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の6第2項の解体等積立金を含むものとする。

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行し、改正後の第15条の規定は、この条例の施行の

日以後に協議を行う事業者について適用する。